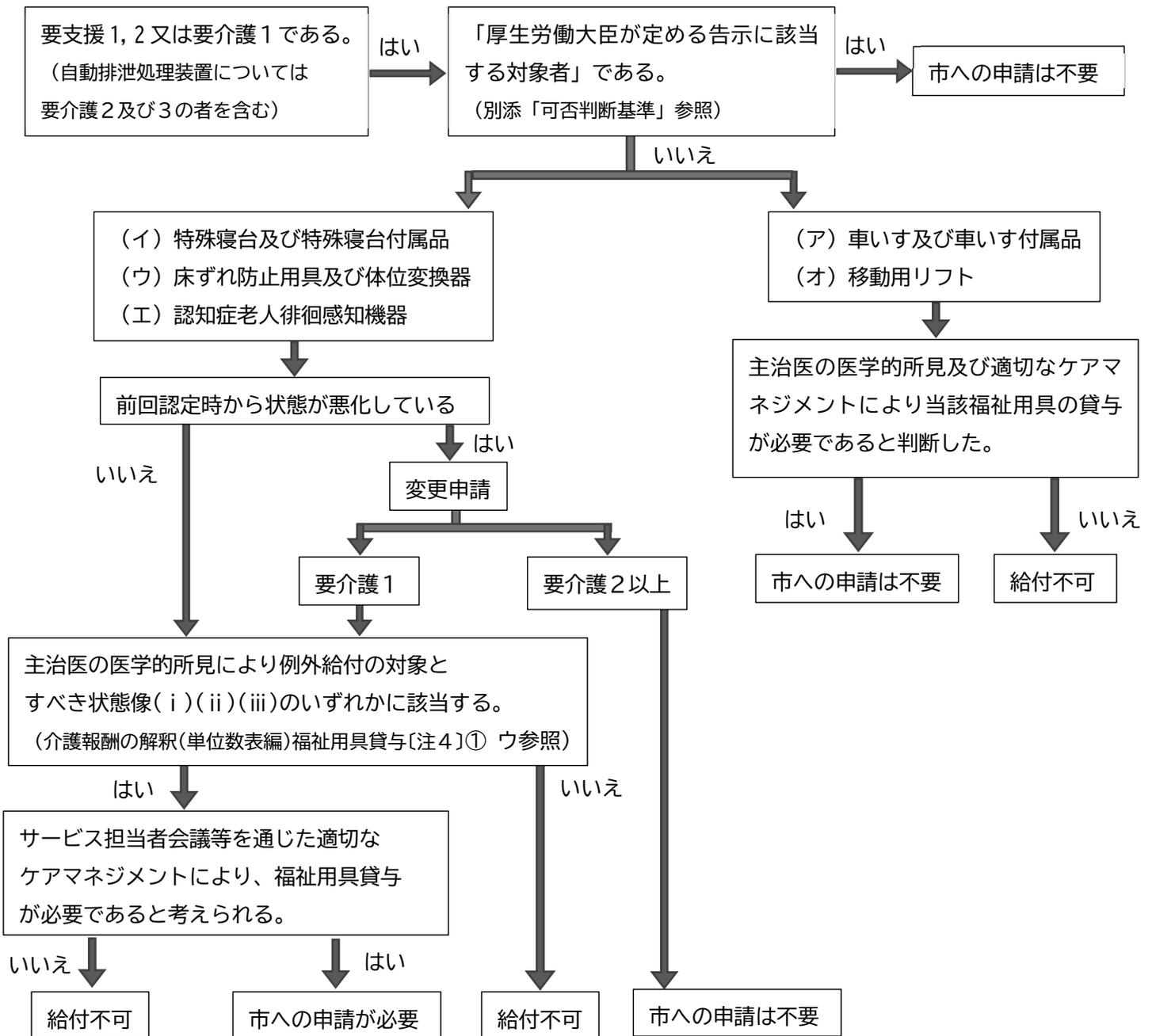


軽度者に対する福祉用具例外給付適否判断 フロー図



(注意事項)

- ① 申請の必要がある場合は、福祉用具貸与開始日前までに市に申請してください。
ただし、急遽貸与した場合などの理由がある場合は、その旨を申請書（別添でも可）に記載してください。
また、見立てが要介護2以上としてプランを作成していたが、認定結果が要介護1となった場合は、暫定プラン（要介護2以上でプランを作成していたことがわかるもの）も提出し、その旨を申請書（別添でも可）に記載してください。
- ② 区分変更・認定申請中の場合は、暫定ケアプランを元に申請してください。
- ③ 承認期間は貸与開始日から認定有効期間終了日までです。申請書にいつから福祉用具を貸与するか明記してください。
- ④ (イ) (ウ) (エ) の福祉用具を貸与する際、「例外給付の対象とすべき状態像」に該当しない場合は、当該福祉用具貸与が必要と考えられる理由を申請書に記載してください。
- ⑤ 市への申請不要な福祉用具 (ア) (オ) については、主治医の医学的所見及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、必要と考えられる理由を居宅サービス計画書に記載し、本人・家族等に確認をとった上で、サービス記録と併せて保存しておいてください。